

第21期第14回秋田県内水面漁場管理委員会議事録

1 日時・場所

令和6年2月16日（金）午後1時30分～午後3時
秋田県庁 議会棟 2F 特別会議室

2 出席者

委員（定数10名）

小松 ひとみ、伊藤 克朗、菊地 勇、山上 文明、鈴木 学、中嶋 義孝
萩野 秀実、小松 愛（8名出席）

事務局・秋田県

事務局長（水産漁港課長）：中林 信康

事務局：奥山 忍、橋本 羊子、高橋 佳奈

農林水産部水産漁港課：青柳 辰洋、百瀬 夏実

3 議事事項

（1）秋田県内水面漁場管理委員会指示について（協議）

①コイヘルペスウイルス病のまん延防止に係る指示

②ブラックバス等外来魚の再放流に係る指示

③ブラウントラウトの持出し、移植、再放流に係る指示

（2）第五種共同漁業権に係る増殖量について（協議）

（3）その他

4 開会・あいさつ

○事務局（奥山）

ただ今より第21期第14回秋田県内水面漁場管理委員会を開催いたします。

出席委員8名で、欠席委員2名、委員会規程6条により、過半数を超えているので、委員会は成立することを報告します。

本日は、遠藤会長が欠席のため、菊地会長代理からご挨拶をお願いいたします。

○菊地会長代理

ただいま説明があった通り、遠藤会長が欠席のため代わりにご挨拶申し上げます。昨年度は10年に一度の漁業権の免許の更新があり、全漁協が令和6年1月1日をもちまして認可となり、喜んでいるところです。元日早々、能登の自然災害がありました。私の住んでいる湯沢では、例年であれば既に数回、屋根の雪下ろしをするのですが、今年は全くしておりません。喜んで良いものか、困っている業者もたくさんおります。今後、3～4月や7～8月に河川の状況がどのように変化するか大変心配しているところです。また本日の議題にもありますけれども、増殖量が数量標記から金額標記に変わります。今までに経験したことがないので、皆さまの活発なご審議をお願いしたところで、簡単ですがあいさつとさせていただきます。よろしく申し上げます。

5 資料確認

（事務局が資料確認）

○事務局（奥山）

それでは、本日、遠藤会長が欠席のため、委員会規程第4条第3項の規定により、会長代理が会長の職務を代理することとなりますので、菊地会長代理に議事進行をお願いいたします。

菊地会長代理は議長席へご移動をお願いします。

6 議事録署名委員選任

○菊地議長

議事に入る前に議事録署名委員を選出します。事務局案はありますか。

○事務局（奥山）

鈴木委員、中嶋委員にお願いしたいと考えております。

○菊地議長

それでは、鈴木委員と中嶋委員のお二方、よろしいでしょうか。

○鈴木委員、中嶋委員

はい。

○菊地議長

それでは、よろしくをお願いします。

7 議事

議題1：秋田県内水面漁場管理委員会指示について（協議）

①コイヘルペスウイルス病のまん延防止に係る指示

○菊地議長

では、議事に入ります。（1）秋田県内水面漁場管理委員会指示（協議）①コイヘルペスウイルス病のまん延防止に係る指示について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（高橋）

事務局の高橋でございます。

資料1-1をご覧ください。冒頭から資料の訂正で申し訳ありません。2の指示の内容の（1）持出しの禁止で「コイがコイヘルペスウイルス病に罹患したとき」を「コイがコイヘルペスウイルス病に罹患したとき」に訂正いたします。

毎年発動しております、コイヘルペスウイルス病のまん延防止に関する委員会指示（案）について説明させていただきます。本委員会指示は、平成16年から現在まで、毎年継続して発動しております。県内の内水面とその接続水域を対象に、病魚またはその疑いのある魚の持ち出しの禁止、移植の禁止、放流等の制限、遺棄の禁止の4項目の内容となっております。

（1）持出しの禁止につきましては、県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面において、コイがコイヘルペスウイルス病にかかったときは、当該水面においてコイを持ち出してはいけないという旨記載しております。ただし、公的機関がコイヘルペスウイルス病のまん延防止の検査などの措置に供するときはこの限りではないとも示しております。

（2）の移植の禁止についてです。こちらにつきましても、県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面において、コイがコイヘルペスウイルス病にかかっている、またその疑いがあると認められるときは、当該水域からコイを移植してはならないと記載してございます。

このコイヘルペスウイルス病にかかっている疑いがあると認められる状況とい

うのは、コイのへい死を確認してから、コイヘルペスウイルス病によるへい死と確認されるまでの間を指してございます。

次に（３）の放流等の制限につきましては、県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面において、コイを増殖等の目的で放流しようとする際には、その放流しようとするコイについて、コイヘルペスウイルス病に係る、次に掲げる要件のすべてに該当していることを確認しなければならないとあります。

こちらの要件につきましては、３つありまして、汚染水域由来ではないこと、汚染水域由来のコイと水を介しての接点がないこと、３つ目としてまして、PCR検査で陰性が確認されたコイ群であること。これらがすべて該当している場合のみ、放流ができるものとなっております。

（４）遺棄の禁止につきましては、コイの生死を問わず、公共用水面及びこれと接続一体をなす水面に遺棄してはならないとしております。

期間は令和６年４月１日から翌年３月３１日までの１年間です。

２ページをご覧ください。県内のコイヘルペスウイルス病の状況をまとめておりますが、表のとおり、今年度は発生はありませんでしたが、昨年度に１件発生したということもあり、事務局としては、来年度においても委員会指示を引き続き発動いたしまして、拡大、まん延防止措置を講じていきたいと考えております。

説明は以上です。ご協議よろしく申し上げます。

○菊地議長

コイヘルペスの委員会指示ですが、継続すべきとの事務局の説明でした。委員の皆さま、ご質問、ご意見はありませんか。

○委員

（発言なし）

○菊地議長

それでは、（案）のとおり、コイヘルペスに関する委員会指示を発動することとします。よろしいですか。

○委員

（「異議なし。」の声あり）

○菊地議長

それでは、事務局で県公報の登載の手続きをお願いします。

○事務局（高橋）

はい。

○菊地議長

それでは、次に移ります。

議題２：秋田県内水面漁場管理委員会指示について（協議）

②ブラックバス等外来魚の再放流に係る指示

○菊地議長

それでは、次に②ブラックバス等外来魚の再放流に係る指示について、事務局の説明をお願いします。

○事務局（高橋）

引き続き事務局の高橋から説明させていただきます。

はじめに事前に配付しました資料１－２をご覧ください。

ブラックバス等外来魚の再放流禁止に関する委員会指示（案）で、内容としては、ブラックバス類、ブルーギルは、採捕した河川湖沼とそれに連続する水域に

再び放してはならないというものです。

指示をする期間につきましては、令和6年4月1日から令和9年3月31日までとし、これまで1年だったものを3年に変更しております。

続きまして、当日配付資料1-2をご覧ください。

事前配付資料と見比べていただきたいのですが、本日欠席の青谷委員から指示内容や文脈に関するご指摘をいただきまして、それを反映させたものとなっております。現行の指示内容ですと、主語が「次に掲げる水産動物は」となっていることから放流の責任が誰にあるのか不明確であります。そのため、修正案では、「採捕した者」を主語とし、放流の責任を明確にしております。これは、他県においても放流の責任を明確化するためか、「採捕した者」を主語にしております。

そのほか、これまで記載がなかった「指示をする区域」を追記しております。

もう1点青谷委員からのご指摘で、コクチバスとブルーギルが生息していない本県において、現行の指示内容は生息していることが前提となっているため、文案の修正が必要ではないかのご意見いただきました。

この点につきましては、隣県でコクチバスが確認されていることもありますので、現状の生息状況については慎重に考え、いただいたご意見を踏まえ、今後、状況に応じた対応を検討していくこととしまして、コクチバスとブルーギルもこれまでどおりブラックバスと同様に扱う考えです。

次に、指示期間を1年間から3年間に変更する理由につきましてご説明いたします。資料1 ページの一番下にありますとおり、委員会指示を発動した初年度の平成15年は、3年間の禁止期間としておりましたが、その後は1年としてきました。委員会指示は、農林水産省令や漁業調整規則と比べ、随時的、局所的な対応をとるという役割がありますが、その観点から、1年としておりました。

しかしながら、本県においては、未だにブラックバス等外来魚の生息が確認されている状況でございます。従って、ブラックバスの問題は、短期的に状況が改善される見込みがなく、今後も抑制すべきことであるため、事務局としましては、指示期間を1年から3年として差し支えがないと考えます。

また、北海道・東北地方において、ブラックバス等の再放流禁止の委員会指示を発動しているのは、本県を含み4県ありまして、それぞれの指示期間は、岩手県で2年、宮城県で3年、山形県は指示期間で区切らず、平成28年以降発動している状況となっております。

次に、委員会指示を発動する必要性についてご説明します。はじめに①抑止力を弱めてはいけない理由につきましては、こちらは、主に社会的背景からの検討です。山形県最上川水系では、本県では未確認の特定外来生物コクチバスが増殖しており、新たに平成28年度からリリース禁止の委員会指示を発動・継続しております。山形県が継続している中で、隣県の本県でも抑止力を弱めるタイミングではないと事務局で考えております。

次に②河川漁協の遊漁規則、行使規則には、リリース禁止の条項がありますが、漁業権が設定されていない河川や湖沼、八郎湖には及ばないため、この委員会指示をもって漁業実害が減ればと思います。

これに関しては、当日配付資料1-2 図表をご覧ください。こちらのグラフは八郎湖における漁獲統計を示しております。図4をご覧ください。ブラックバスの混獲量は、平成7年の22トンピークに、近年は200キロ以下に留まっております。

図の1のシラウオ、ワカサギの漁獲量については、八郎湖の主要な漁獲物であ

るワカサギに関しましては、令和4年までのデータとなっております。直近3年間は200トン程度となっておりますが、令和元年は120トンと大幅に減少しており、安定しているとは言えません。シラウオにつきましても、令和4年は1.4トンで、減少傾向となっております。資源状況が不安定な中でブラックバスの数が増えることがないよう、対策は必要と考えます。

1ページに戻りまして、次は③ですが、委員会指示の発動をやめた場合の検討です。八郎湖ではブラックバスの数は減っている状況ですが、一度繁殖したブラックバスを完全に駆除することは非常に難しいことですので、対策を緩めてしまえば、再びブラックバスが増えてしまう可能性もあり、これまでの対策が無となってしまいます。

これらのことから来年度以降も委員会指示を継続するべきと考えております。

なお、委員会指示の期間を3年とした場合でもブラックバス等に関する状況報告は本委員会において毎年実施したいと考えております。

説明は以上です。ご協議よろしく申し上げます。

○菊地議長

外来魚の委員会指示ですが、事務局の説明では、これまでは1年毎に出していた指示を3年とするということでしたが、委員の皆さま、何かご質問・ご意見がありましたらお願いします。

○鈴木委員

当日配布した資料1-2で、指示の内容で主語がないということで「採捕した者」としてありますが、これでは「個人」という感覚です。例えば駆除のために採捕する団体は当てはまらないような気がします。それよりは当初の案で「次に掲げる水産動物は、採捕した場合、～」とすれば良いと思いました。団体に捕獲する場合、例えば当地区の大きな堤では5年に1度、土地改良区が主体となって、かなりの面積の水を抜いてブラックバスを駆除しています。その場合、「駆除した者」が分からないので、このように申し上げました。

○事務局（奥山）

おっしゃるとおり、複数人だと「者」とした場合、不明瞭ではないかというご意見はごもっともと思いました。ですが、「者」の指す対象は単数も複数も含まれます。参考にさせていただいた他県の指示内容でも、主語は「者」と明確化しております。複数人であっても単数の集まりですので、問題ないと考えております。

○鈴木委員

事務局の説明で納得しました。あくまで個人的な意見です。

○菊地議長

他にありませんか。

○委員

（発言なし）

○菊地議長

それでは、（案）のとおり、外来魚に関する委員会指示を発動することとします。よろしいでしょうか。

○委員

（「異議なし。」の声あり）

○菊地議長

では、事務局で県公報の登載手続きをお願いします。

○事務局（高橋）

はい。

○菊地議長

それでは、次に移ります。

議題3：秋田県内水面漁場管理委員会指示について（協議）

③ブラウントラウトの持出し、移植、再放流に係る指示

○菊地議長

それでは、次に③ブラウントラウトの持出し、移植、再放流に係る指示について、事務局の説明をお願いします。

○事務局（奥山）

担当の三田村が不在のため、事務局の奥山が説明します。

資料1－3をご覧ください。委員会指示の内容となっております。（1）から（3）まであり、ブラウントラウトの移植、持出し、再放流の禁止に関してです。ブラウントラウトを移植、他の河川から別の河川へ移動させること、持出し、採捕したブラウントラウトを生きたまま移動させること、再放流、採捕した河川湖沼とそれに連続する水域に再び放してはならないという3つになります。

指示する期間は令和6年4月1日から翌年3月31日までの1年間で、今回が2回目になります。

次に中段の経緯です。横手川上流部で「かなり昔から」と書いておりますが少なくとも昭和頃から既に生息していたとの情報はありまして、侵入経路等は不明となっております。平成26年1月に横手川漁協において、漁業権行使規則及び遊漁規則でブラウントラウトの再放流禁止の取組を行っております。またその後、平成27年には国で外来種リスト、我が国の生態系に被害をおよぼすおそれのある外来種リストの産業管理外来種、適切な管理が必要な産業上重要な外来種に、ニジマス・ブラウントラウト・レイクトラウトが指定され、ブラウントラウト等は地域の実情に応じて管理することになっております。

平成29年には横手川にて増殖が著しいことから、駆除も兼ねたブラウントラウトの影響調査を横手川漁協に委託して令和5年度まで実施し、令和4年度には米代川水系の上流部である汁毛川でも影響調査を行いました。今年度から県では横手川支流の武道川に、産卵遡上時期である9月から12月までウライを設置し、ブラウントラウトの駆除を行いました。捕獲実績としてはブラウントラウトが26匹、サクラマスが4匹となっており、ブラウントラウトのおおよその平均体長は40cm程度でした。一番下の表はこれまでの駆除の実績です。電気ショッカー等を用いて駆除を行っています。令和5年からは横手川ではウライを設置しています。汁毛川での実績は現在取りまとめ中です。

次に下段の委員会指示発動の必要性をご説明いたします。「平成26年から横手川漁協において漁業権規則での～」とありますが「漁業権行使規則」の誤りです。漁業権行使規則等で再放流を禁止してもなお、再放流が行われていたとの報告があります。そこで資料では「今年度から」とはありますが「昨年度から」、米代川水系において委託業務により駆除を行いました。また子吉川水系でも漁獲報告がありました。

秋田県では漁業権の内容魚種としてブラウントラウトが含まれている漁協はなく、養殖している業者もいないため、委員会指示による産業等への影響はほぼないと考えています。

説明は以上です。ご審議よろしく申し上げます。

○菊地議長

ただいまの説明について、委員の皆さま、ご質問・ご意見がありましたらお願いします。

○萩野委員

令和4年までの実績が表にありまして、横手川では駆除実績が増えておりますが、県ではもう予算措置はしていないとのことでした。これは予算がないのでやめたのか、このまま駆除実績が増えていけばまた予算がつくのでしょうか。

○事務局（奥山）

雄物川水系に関しては、ウライでの駆除に令和5年からシフトしていくという考え方です。

○萩野委員

ウライに関して県から予算措置があるのですか。

○事務局（高橋）

令和4年に県の予算でウライを2基つくりまして、令和5年に横手川に設置しています。より効率的な駆除ということでウライの設置に県の予算を使っております。設置費用も県の予算措置です。

○菊地議長

備品に関しては令和4年度に揃えたもので、それを令和5年度にも使っているということですね。数字的な効果はどうでしょうか。

○事務局（高橋）

取りまとめ中です。

○菊地会長

分かりました。

○中嶋委員

鹿角の組合長から、この前の理事会でブラウトラウトの駆除に関して話がありました。鹿角では昨年からブラウトラウトの駆除の支援をしていただきましたが、それは水産振興センターの職員が助っ人に来て、という流れだと思います。大変お世話になっているのですが、日曜もお願いしたりと、かなりの苦勞をかけています。そこで、自分たちで駆除するために、サクラマス協議会で電気ショッカーを買ったらどうかという話しになりました。120万円ほどで買えるそうです。サクラマス協議会自ら電気ショッカーを使って、県の特別採捕許可を得て駆除したらどうかと考えていたら、ちょうどセンターの職員から、以前県で購入したが壊れてしまった電気ショッカーがあるという情報を聞きました。その電気ショッカーを譲り受けて、我々で修理して使えないかという提案もあります。そうして自分たちで駆除してかかった経費の何割かを県に補助していただけるような仕組みにならないか、ご検討お願いします。

○菊地議長

ウライよりは電気ショッカーのほうが効率が良いですね。現場でもそういった報告がありますし、組合員がすぐに扱うことができます。県の職員が同行して駆除するという方法ではなく、県から電気ショッカーを借り受けて現場の組合員が駆除する方が速効性があるので、今後検討していただければと思います。

他にございませんか。

○委員

（発言なし）

○菊地議長

それでは、(案)のとおり、ブラウントラウトに関する委員会指示を発動することとします。よろしいでしょうか。

○委員

(「異議なし。」の声あり)

○菊地議長

では、事務局で県公報の登載手続きをお願いします。

○事務局(奥山)

はい。

○菊地議長

それでは、次に移ります。

議題4：第五種共同漁業権に係る増殖量について(協議)

○菊地議長

(2) 第五種共同漁業権に係る増殖量について(協議)、事務局の説明をお願いします。

○事務局(奥山)

引き続き事務局の奥山が説明します。

資料2をご覧ください。令和6年度第五種共同漁業権増殖目標量の告示案になります。前回の内水面漁場管理委員会で協議していただいた増殖指針のとおり、金額ベースの増殖量の告示案となっています。単位がご覧のとおり「万円」となっております。

2ページ目をご覧ください。上の表が金額ベースで告示案と同じとなっております。下の表が参考値ということで、従来の数量ベースの増殖目標量になっています。右上の表は金額ベースの目標量を出すためのバックデータで、魚種別の単価となります。あゆであれば1kgあたり3,700円です。その下、うぐい・かじか・やつめは産卵床造成を行いますので人件費を算定します。うぐい・かじかに関しては、4箇所以上の場合60千円なので、資料の訂正をお願いします。金額ベースの表でやつめは全て3万円になっていますが、下の表のとおり根拠がないので、3万円と想定をしました。うぐい・かじかについては、金額ベースの表では3万円の漁協と6万円の漁協があります。下の表のとおり、3箇所までのところは3万円、4箇所以上は6万円という考え方です。

その他の魚種は、令和5年度の告示量に対して70%の数値を四捨五入した数値が、下表の数量ベースの目標量となっています。それに対して来年度の種苗単価を税抜きでかけ算し、10%の消費税と想定されたものを加味した額が上の金額ベースの表となります。例えば、役内・雄物川のあゆは270kgなので、単価3,700円をかけ算して、消費税分もかけて、1万円未満を四捨五入するといった計算方法です。

なお、増殖目標量を下回った場合ですが、内水面漁場管理委員会と県宛てに理由書を提出してもらい運びになっています。達成できない場合も色々と事情があると思いますので、それを書面等で提出いただくということです。

令和5年度の増殖実績は現在取りまとめ中です。来年度最初の委員会でご報告させていただきます。

また来年の増殖目標量の告示の時期についてですが、遊漁期間の大半が終了した秋頃を目安に告示したいと考えています。

説明は以上です。ご協議よろしく申し上げます。

○菊地議長

増殖量について、数量標記から金額標記に変更するとのこと。今までは「増殖量」でしたが、今回から「増殖目標量」となり非常に意味があると思います。

「増殖量」だと達成できなかったとき、何でやっていないのか帰責事項にかかってきますが、「増殖目標量」だと、色々な事情があって目標値に達成しなかったと説明することもできますので、非常に良い表現だと思っております。委員の皆さま、ご質問・ご意見がありましたらお願いします。

○伊藤委員

目標量には特に意見はないのですが、今後放流する種苗の由来について、今、種苗の由来によってむしろ魚を減らしてしまったりという話も出ておりますので、仕入れ業者や由来をデータとして残していく方が良いのではないかと思います。

○事務局（奥山）

ご指摘については担当とも協議して、どのように反映していくか委員の皆さまとも相談しながら進めようと思っております。

○萩野委員

一養殖業者の意見として聞いていただければと思います。まずは金額ベースで公示していただけるのはありがたいと思います。実際に達成できるかはやってみないと分からないですし、未達成の場合は理由書を提出するとの説明でした。一応各漁協で目標の数値はあるでしょうから、我々養殖業者としても来年度の数量は今年の夏～秋には決めていただかないと生産数量を確保するのが難しいという実情です。この金額ベースでやってみた結果を踏まえて、次年度以降、変更があるかもしれません。70%の数値とありますが、この数値も良いのか悪いのかも含めて、検証が必要だと思います。告示といっても先ほど説明があったとおり義務ではないので、各漁協の努力ということになります。

○菊地議長

今までは稚魚放流がメインでしたが、伊藤委員の言ったとおり、その川の原始的なものを保護するといった本来の狙いを考えると、ただ放流するのではなく、産卵床造成や親魚放流等の選択肢が増えたことによって各漁協がケースバイケースで自分たちに合った方法を選択するということは、非常に良いことだと思います。初めての事なので、煮詰めながら進めていきたいと思っております。

他にございませんか。

○委員

（発言なし）

○菊地議長

それでは、（案）のとおり、告示することとします。よろしいですか。

○委員

（「異議なし。」の声あり）

○菊地議長

では、事務局で県公報の登載手続きをお願いします。

○事務局（奥山）

はい。

○菊地議長

それでは、次に移ります。

議題5：その他

○菊地議長

次に（3）のその他です。議題にはないですが、この場で議論する必要がある内容について何かありますか。

○萩野委員

あゆの養殖に関して発言いたします。この場にも組合長が何名かご出席されており、会議前にも少しお話ししました。ここ数年の温暖化により、あゆの採卵の時期がずれているのが大きな問題となっています。海水温が上がりすぎているので採卵時期が遅れているのだろうと、水産振興センターとも話しています。それによって、あゆが生まれるのが遅くなるので、入荷も送れてしまいます。令和2年には採卵が9月18日から始まったのが、今年のはあゆは10月19日に始まりましたので約1ヶ月遅くなりました。令和2年の入荷が12月24日で大体はクリスマス頃の入荷だったのですが、今年が一番早いのが1月16日でした。

我々養殖業者としての悩みは、解禁日も魚の放流も決まっている、でも魚は小さいということです。入荷するのは0.5グラムのあゆなので、放流を10グラムだとすると約20倍に大きくしなければならないということになります。10グラムにしなければ放流数にも達しないということになるので、これから大変だなと会議前にも話していました。

他の県では解禁日をずらしたり網の入る日をずらしたりという例もあるので、今後そういった対応も必要になってくるかもしれないと思いました。遊漁期間は決まっていますが、温暖化の影響で秋口が伸びている傾向です。早く始まっても魚が小さかったり洪水が多かったりして、解禁して一週間もすると段々川が落ちていて大きいもの釣れてきたりします。漁期の問題も含めて、この委員会で決めることなのか分かりませんが、漁連への指導も検討いただければと思います。我々養殖業者も苦しいことを覚えておいていただきたいです。

先ほど放流する魚の由来について発言がありましたが、あゆについてはうちのところで親魚育成までやっているの、あゆは全て秋田県由来ということになります。

いずれ温暖化で色々と状況が変わってきています。海でのハタハタもですが、内水面の魚も大変だということをお知らせする必要があると思っていますのでよろしくお願いいたします。

○菊地議長

ハタハタにしろ内水面にしろ、温暖化の影響があるということですね。

○萩野委員

あゆの場合は海水温に合わせて採卵するので、海水温が高くて卵を出しそうになるところに水温調整をかけています。

○中嶋委員

いwanaは影響はなかったですか。

○菊地議長

ありませんでした。去年は気温が35度とかすごく暑かったのですが、影響は全くありませんでした。

○中嶋委員

さくらますは卵が赤くならないで、白い卵がとても多かったです。飼料のせいなのか温暖化のせいなのか、今年はずっとより駄目な卵が多かったです。なので

いwanaはどうだったか気になりました。

○菊地議長

日によって水量や水温は違いましたが、影響は特になかったように思います。

○萩野委員

やまめ・いwanaは冷たい水でも大丈夫だし、真水でも育つ魚です。あゆやさくらますは一旦海に行くこと、つまり海のプランクトンが必要なので、養殖業者も頑張っているのですが自然界の変化についていけない部分もあるということです。今後も加速していくと思うので、色々と実験するなり他県の方法を聞くなりしていくことが必要と考えます。新聞ではハタハタやアンコウが取り上げられています、川の魚はあまり載らないので、県民も「川の魚は大丈夫だろう」と思っているかもしれない。県民への周知も必要です。

○菊地議長

他にございますか。

○鈴木委員

萩野委員からあゆの釣り期についても話がありました。放流期は、結局種苗業者から入荷しないとできないので、各漁協で調整できます。ただ釣りの解禁日については、県外など遠くからも釣り客が来ますので、ずらすとなるとその方々にも説明しないとイケません。漁連でもよく検討して決めていかなければいけないと思います。

○中嶋委員

昨年のような気候が続くなら考えていかなければなりませんね。

○鈴木委員

放流してから釣るまでの期間が2週間くらいしかない、放流したサイズとほとんど変わらないものを釣ることになるので、それでは釣り客は満足しません。そこは柔軟に対応していかなければならないだろうと思います。

○菊地議長

気候変動に合わせた対応が必要ということです。
事務局からは、何かありますか。

○事務局（奥山）

ありません。

○萩野委員

すみませんがもう一点。台湾からのチャーター便が秋口まで延びましたよね。冬は樹氷、春は角館の桜など観光の目玉があります。夏から秋にかけて何か目玉になるようなものがないかと、県でもヒントを探しているようでした。そこで、台湾ではあゆ釣りややまめ釣りが結構盛んに行われています。川釣り、溪流釣りについてPRすれば観光振興にもなるのではないかと思います。

8 その他

○菊地議長

それでは、次第の4の「その他」ですが、議題以外の事務的なことは何かありませんか。

○委員

（発言なし）

○菊地議長

事務局から、他に何かありますか。

○事務局（高橋）

第21期の内水面漁場管理委員の任期につきまして、今年の12月31日をもって3年間の任期が満了となります。つきましては、今後委員改正に伴う皆さまの意向確認や手続き等をご相談させていただきますので、ご協力よろしく申し上げます。

9 閉会

○菊地議長

それでは、これで第21期第14回の秋田県内水面漁場管理委員会を閉会します。お疲れさまでした。